

いじめ予防を目指した生徒指導・教育相談体制に関する一考察

*久保順也・**市川孝仁

A Study on Student Guidance and Educational Consultation System for Bullying Prevention.

KUBO Junya and ICHIKAWA Takahito

Abstract

The number of cases of bullying among Japanese students has increased dramatically since the establishment of the national law “the Act for the measures to prevent bullying”. In Sendai City, bullying suicide cases occurred serially, and the ordinance for measures against bullying was formulated. Legislation is progressing in this way, but it is up to each field to determine how these are practiced at school, and the effectiveness of the efforts has not been measured enough. In this paper, we introduced the intervention and prevention measures for bullying at X elementary school in Sendai city, and verified its significance. In measures against bullying in school, it was considered that “rapid response by flexible personnel”, “flexible team organization”, and “immediate information sharing and assessment of incidents” were important. In addition, it was considered that “annual planning for student guidance”, “psychological education intervention for children, teachers, parents, and communities” and “medium-to-long-term strategic initiatives with grade teams at the core” are important in preventing bullying. Furthermore, it was mentioned that sufficient appraisal and evidence is necessary when applying these efforts to other schools.

Key words : Ijime (bullying) (いじめ)

Student Guidance (生徒指導)

Educational Consultation (教育相談)

School System for Bullying Prevention (いじめ予防のための学内体制)

1. 問題と目的

(1) いじめ防止対策推進法と「重大事態」

文部科学省の統計「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省, 2018)によれば, 平成29年度中の国公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめ認知件数は414,378件と過去最高となった(Figure 1)。特に, 2013年の「いじめ防止対策推進法」

の公布・施行以降, いじめ認知件数が急速に増加している。この要因として, これまで文部科学省が用いてきた「いじめの定義」に比べて, 同法第二条で定める「いじめの定義」は, より広範にいじめを捉えるものとなっていたこと, さらに同法によって, いじめ防止対策における国及び地方公共団体の責務が明確となったこと, そして同法制定を急がせた, 2011年10月の「大津市中2 いじめ自殺」事案の発生とその報道も大きく影響したと考えられる。大津での中2 自死事案発生後,

* 教職大学院

** 教職大学院高度教職実践専攻

文部科学省は、2012年4月から11月までの半年間を対象に、全国の学校におけるいじめの緊急調査を行った。その結果、前年度(2011年4月から2012年3月)1年間の認知件数は7万件程度であったのに対して、調査対象期間は半年間だけで約14万4千件の認知件数に倍増している(文部科学省、2012)。

しかし同法制定後から現在に至るまで、全国各地で、いじめ被害を背景とする子どもの自死事案が数多く発生してきている。特に仙台市では、男子中学生がいじめ被害を受けて後に自死する事案が相次いで3件発生した。2014年9月、仙台市中1いじめ自死事案が発生し、仙台市いじめ問題専門委員会(2015)による第一次答申では「継続性のあるからかい等の行為」及び学校の対応と自死に関連があるとされた。第二次答申(仙台市いじめ問題専門委員会、2016)では、第一次答申の結論を引き継ぎつつ、全校生徒アンケート等の追加調査結果を踏まえて「日頃から行われていたからかいやあざけりのいじめ及びこれに対し学校が適切な対応を取らなかったことと、自死との間には関連性

があると考えられる」と述べられている。

2016年2月には、仙台市中2いじめ自死事案が発生し、仙台市いじめ問題専門委員会(2017)による答申では、「いじめ防止対策推進法第2条(いじめの定義)に該当するいじめによる精神的苦痛が自死の理由の一つであったと捉えることができる」と述べている。その後、本事案の再調査について仙台市長からの諮問を受けた仙台市いじめ問題再調査委員会が再調査報告書(答申書)を提出している(仙台市いじめ問題再調査委員会、2018)。同報告書では、からかいや無視といった行為をいじめと認定し、「自死には複数の要因が複合的に関係した」と述べている。

2017年4月には、仙台市中2自死事案が発生した。仙台市いじめ問題専門委員会(2019)の調査報告書(答申)では、「くさい」と言われたこと、ジャージのズボンが下げられそうになったこと等の具体的な8事案をいじめと認定し、かつ教員による体罰2事案を認定した上で、「複数の要因が相互に関連しあった結果」自死につながったと述べている。

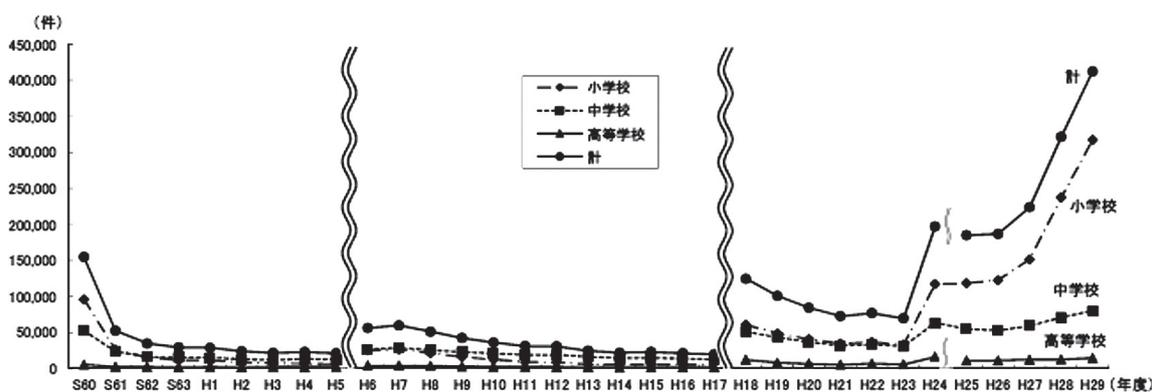


Figure 1 いじめの認知(発生)件数の推移(文部科学省、2018)

(2) 仙台市いじめの防止等に関する条例及びいじめ防止基本方針の学校現場への適用

こうした事態を受け、仙台市は2019年3月に「仙台市いじめの防止等に関する条例」を定めた。同条例は、いじめ防止対策推進法にほぼ準拠する内容となっているが、いくつかの特色がある。一つは、同条例第十二条第五項において、教職員による体罰や不適切な指導の禁止を明記したことである。教職員による体罰は、同法によるまでもなく学校教育法第十一条で禁止されているが、2017年4月に発生した仙台市中2自死事案

では、教員による体罰が認定され問題視されたことから、市条例において改めて言及されているものと思われる。

また同第十六条及び第十七条では、保護者や地域住民が、地域活動・地域行事を通じて児童生徒との交流に努めることを求めている。さらに同二十八条では、市立学校と児童館における相互の情報提供について言及している。社会総がかりで、いじめ問題に取り組むことを求めた条項と言えるが、学校の連携先として児童館を明示したことは仙台市条例の特徴と言えるだろう。

いじめ防止対策推進法では、第二十二条において各学校内にいじめ防止等の対策のための組織を置くことを求めている。仙台市条例においても同様に、ほぼ同じ文面で同第十四条において「学校いじめ防止等対策委員会」の設置を求めている。さらに同第十三条では、各学校に「学校いじめ防止基本方針」を定めるよう求めている。これに応じて全国の各学校では自校の「いじめ防止基本方針」を設けて、ウェブサイト等で公表したり、年度初めに書面等で保護者に周知している。

こうした「学校いじめ防止等対策委員会」や「学校いじめ防止基本方針」は、法及び条例により設置・策定が求められているものの、現実にはどのような形態で運営されているか、あるいはどのような内容かは学校によって実態が異なる。そこで本稿では、国や仙台市の法や条例、及びいじめ防止基本方針を受けて、実際の学校現場ではどのようないじめ防止対策に取り組んでいるのか、その事例を提示し、有効な点や課題について考察することを目的とする。

2. 仙台市立 X 小学校におけるいじめ防止対策

(1) いじめ対策担当教諭を中心とした学校全体で取り組むいじめ防止対策

仙台市では、令和元年度現在、全ての市立学校に「いじめ対策担当教諭」を配置し、各学校におけるいじめ

対策の推進を図っている。X 小学校においても、いじめ対策担当教諭を中心に学校全体でいじめ防止対策に取り組んでおり、特に、いじめ事案の早期発見、迅速な組織対応に効果を上げている。

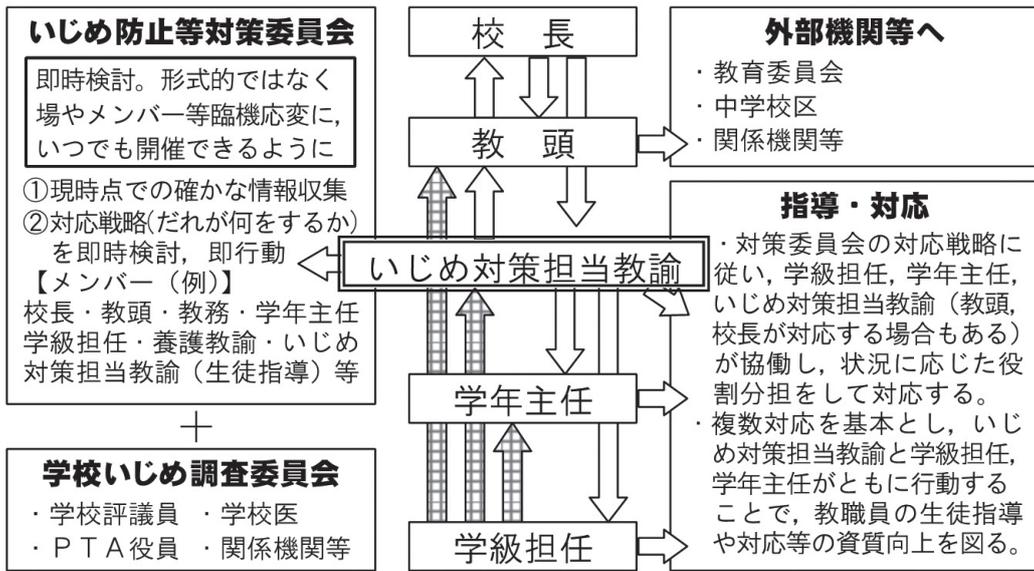
X 小学校は、仙台市で平均的な各学年 3 クラス程度の中規模校であり、重点的な課題を挙げるとすれば、筆頭に生徒指導上の課題が挙げられる。その中でも、いじめ防止対策の充実は必要不可欠かつ急務だと言える。Table 1 は、平成30年度の X 小学校におけるいじめ事案の件数(学年・様態別)であるが、年間で210件のいじめ事案が発生しており、平均的な小学校のいじめ認知件数を超えるものと思われる。いじめ認知件数が多いことは一概に悪いことではなく、法に従って積極的にいじめを認知し、早期に対応できたと評価することもできるだろうが、その一件一件の指導・対応については、組織的な体制と教職員間の連携がなくては実行できない。

X 小学校では、それらのいじめ事案や他の生徒指導上の問題に対応すべく、学級担任外の生徒指導主任がいじめ対策担当教諭を兼任し、いじめ防止対策や生徒指導の中心的役割を果たしている。中学校の場合、生徒指導主事が学級担任を持たずに全校の生徒指導やいじめ防止対策に専念することが多いが、小学校ではめずらしい校内配置と思われる。この点からも、X 小学校の重点課題の筆頭が生徒指導だということが分かる。

Table 1 平成30年度 X 小学校のいじめの認知件数(学年、様態別)

いじめの様態*	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	38	10	20	15	4	1	88
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	13	6	3	4	4	2	32
③ぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	21	4	7	5	1	1	39
④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	0	1	0	0	0	1	2
⑤金品をたかられる。	0	0	1	0	0	0	1
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2	0	2	2	0	0	6
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	23	6	4	4	1	1	39
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう、中傷や嫌なことをされる。	0	0	0	0	1	2	3
⑨その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	97	27	37	30	11	8	210

*いじめの様態の分類については、文部科学省「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の分類に準じた。



※ 矢印の網掛け部は, 事案の状況に応じて報告方法や報告系統が臨機応変に変わることを表している。

Figure 2 平成30年度X小学校のいじめ防止対策に関する組織体制

X小学校におけるいじめ対策担当教諭を中心としたいじめ防止対策については, Figure 2のとおりである。学級担任等が把握したいじめ事案については, 事案の内容や状況により, 口頭, 書面(情報シート), データ入力(いじめ事案集計表)等の方法で, 確実にいじめ対策担当教諭及び教頭へ報告する体制を確立している。学級担任等が報告の方法について迷ったときは, 必ずいじめ対策担当教諭または教頭へ相談するようにしており, 報告の遅れがないように努めている。様々な方法で報告を受けたいじめ対策担当教諭は, その内容や状況, 緊急性などから教頭と相談し, または校長の指導を仰ぎ, いじめ防止等対策委員会を即時行うようにしている。X小学校で行っているいじめ防止等対策委員会は, メンバーが集まる時間と場所を設定し, 会の開催を計画して行うものと, 即時集まることのできるメンバー(必ず管理職を含む)で対策を検討するものがあり, いじめ防止等対策委員会をいつでも開

催できるようにしている。そのようにして, 比較的軽微だと思われる事案から緊急性の高い事案まで, すべての事案を組織的にすばやく共有し, いじめ事案への対応が学級担任任せ, 学年任せにならないよう, 組織として「先手」を打てる体制を整えている。これは, いじめ事案の対応を組織的に行うだけでなく, 他の問題行動等の事案についても, 同様に組織で対応できる体制として機能している。

このいじめ防止対策(他の生徒指導上の対策を含む)に関する組織体制については, 平成30年度の教職員学校評価において, Table 2のとおり高い評価を得ている。教職員からは, 「いじめ対策担当教諭を中心に, いじめ事案や生徒指導上の事案の指導方針を組織的に確認できたことがよかった」「システムが徹底されており, 何が起こってもスムーズに対応できた」, 「教職員間の情報共有や保護者への連絡もよくできた」といった意見も上がった。

Table 2 平成30年度X小学校 教職員学校評価より抜粋

項目	いじめ対策担当教諭を中心に, いじめは許さない強い姿勢で指導に当たり, 早期発見・早期対応, また, 生徒指導の諸問題に組織として対応できた。	A: まったくそう思う	22人	75.9%
		B: ややそう思う	7人	24.1%
		C: あまりそう思わない	0人	0%
		D: まったくそう思わない	0人	0%

このようにして、Table 1にある210件のいじめ事案やその他の生徒指導上の事案について、すべて組織的に対応できるようFigure 2のような体制づくりに努め、いじめ事案の早期発見、迅速な組織対応に効果を上げることができている。

(2) いじめの早期発見の方法と組織的な指導・対応の実態

X小学校では、いじめの早期発見に向け、毎月の学校生活調査(いじめアンケート)を実施している。Figure 3は、全校の調査で活用している学校生活調査票である。調査では、いじめ被害の有無を質問するだけでなく、1の「学校は楽しいですか」で、いじめられているとまでは思っていないが、学校が楽しくないと答える子どもの声を吸い上げようとしている。学級担任は、「あまり楽しくない」、「楽しくない」に○をつけた子どもともしっかり話をし、早期の状況把握に努めている。

また、2の「早寝、早起き、朝ごはんができていますか」の項目では、子どもの家庭での様子と変化を少しでも把握しようと努めている。この学校生活調査は、年度当初の4月、年度末の3月を除き、毎月実施し、いじめの早期発見、子どもの学校生活や家庭生活の状況を把握するのに役立てている(11月は仙台市一斉の「いじめ実態把握調査」を実施するため、X小学校独自の学校生活調査は実施しない)。

いじめの早期発見に向けた取組は学校生活調査だけではない。Table 3は、平成30年度X小学校のいじめ防止対策年間計画である。

X小学校では、日々子どもたちと学級担任等と関わりの中で、子どもの話に耳を傾けるだけでなく、6

月と12月に子どもたち一人ひとりとの面談を設定し、いじめ被害や困っていることはないか確認している。また、6月や12月に保護者との面談を設定するだけでなく、日ごろから保護者との連絡を密にするよう心掛けている。

Table 4は、平成30年度のX小学校におけるいじめ事案の件数(学年・発見ルート別)である。表の数値からも分かるとおり、いじめ事案の大半が毎月の学校生活調査(いじめアンケート)で把握したものであり、また他には保護者からの連絡で把握したものもあるが、被害児童が直接、学級担任に訴える状況はほとんどない。これは、学級担任が子どもの声に耳を傾けていないというわけではなく、周囲に他の子どもがいる中で、なかなか相談できない状況になっているのだろうと考えられる。そして、毎月の学校生活調査では、他の子どもの目を気にせずに、学級担任に相談するためのサインを送ることができるので、学校生活調査による訴えが多くなっているのだと思われる。X小学校では、このようにいじめの早期発見に向けた取組を全校で組織的に行い、一人ひとりの子どもの状況や変化を見逃さないように努めている。

それでは、発見・把握したいじめ事案についての指導・対応の実態については、どのように対処しているのだろうか。組織的な対応としては、Figure 2を基にして述べたとおりであるが、X小学校では、それぞれどのような事案について報告方法や報告系統を分けているのだろうか。

次のTable 5は、いじめの状況・状態と緊急性の判断の目安を示したものである。いじめ事案に関する緊急性の判断は、それぞれの事案によってケースバイケースであり、少しでも報告方法の判断に迷ったら、すぐに教頭、いじめ対策担当教諭へ相談することとしている。そのため、平成30年度、X小学校では210件のいじめ事案について、報告の遅れや漏れは起こらなかった。Table 5の判断の基準はあくまで目安に過ぎないが、特に上段のような状況・状態の場合は、すぐに深刻化する可能性が高い。また、子ども同士や保護者同士の言い分や主張が食い違い、対応が後手に回れば、解決が困難になる恐れがある。それゆえ、上段のような状況・状態の場合は、すぐに報告・共有できる体制を取り、即時、いじめ防止等対策委員会で指導、対応、戦略を検討することが

平成30年度	月	日
「学校生活についての調査」 年 組 番		
自分の考えに一番近いものを選んで、○をつけてください。		
1. 学校は楽しいですか。		
() とても楽しい	() 楽しい	
() あまり楽しくない	() 楽しくない	
2. 早寝、早起き、朝ごはんができていますか。		
() いつもきちんとできている	() だいたいできている	
() できるときもある	() ほとんどできていない	
3. 今、いじめられていて、困っていることはありますか。		
() ない	() ある⇒	どんなことですか?
4. 先生に相談したいことはありますか。		

Figure 3 平成30年度X小学校 学校生活調査票 (いじめアンケート)

重要である。中段や下段のような場合も、軽視したり油断したりすることなく、迅速丁寧な指導・対応が必要である。

このように、X小学校ではいじめの早期発見、迅速な組織対応に取り組み、「後から時間と労力、心労が

かかる後手で悪手のいじめ対応をするのではなく、先に時間と労力をかけて、先手で好まないいじめ対応をしよう」という考え方で、教職員が一丸となって指導・対応を行ってきている。

Table 3 平成30年度 X 小学校「いじめ防止対策」年間計画

月	いじめ防止対策等	生活目標	関連内容等
4	・昨年度のいじめ事案の現状を確認	話を最後までしっかり聞こう	・学級開き ・X小スタンダードを用いた学校のきまりの指導 ・いじめ防止対策の共通理解
5	・学校生活調査		・お話朝会 ・児童理解の会 ・生徒指導便りの発行
6	・学校生活調査（詳細版） ・児童との面談	ろう下は静かに右側を歩こう	・お話朝会 ・X小スタンダード振り返り ・現職教育（いじめ対応） ・いじめ事案報告 ・生徒指導便りの発行
7	・学校生活調査 ・心の講話 ・保護者との個別面談		・生徒指導便りの発行
8 9	・学校生活調査	身なりをきちんとしてよう	・お話朝会 ・いじめ事案報告 ・生徒指導便りの発行
10	・学校生活調査 ・心の講話 ・中学校区いじめ防止標語応募（希望者のみ）		・X小スタンダード振り返り ・生徒指導便りの発行
11	・仙台市いじめ実態把握調査 ・いじめゼロ集会（児童会）	相手を思いやる言葉づかいをしよう	・お話朝会 ・生徒指導便りの発行
12	・学校生活調査 ・児童との面談 ・いじめゼロサミット（児童会代表者） ・保護者との個別面談（希望者のみ）		・いじめ事案報告 ・生徒指導便りの発行
1	・学校生活調査	きれいな教室にしよう	・お話朝会 ・生徒指導便りの発行
2	・学校生活調査 ・心の講話		・X小スタンダード振り返り ・生徒指導便りの発行
3	・いじめ事案及び対応状況等の確実な次年度、中学校への引継ぎの準備		・いじめ事案報告 ・生徒指導便りの発行

Table 4 平成30年度 X 小学校のいじめ認知件数（学年、発見ルート別）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
①被害児童が学級担任に直接訴えた。	0	0	1	2	1	0	4
②被害児童がアンケートで訴えた。	91	25	32	26	9	2	185
③被害児童の保護者が学級担任に訴えた。	6	2	4	2	0	5	19
④関係児童の保護者が学級担任に訴えた。	0	0	0	0	0	1	1
⑤関係機関からの情報提供で把握した。	0	0	0	0	1	0	1
合計	97	27	37	30	11	8	210

Table 5 X小学校 いじめの状況・状態と緊急性判断, 報告方法の目安

緊急性	いじめの状況や状態, 緊急性の判断の目安	報告方法
 <p>高い</p> <p>低い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童が暴力等を受け, 怪我をしている。 被害児童の金品が壊された, 隠された, 盗まれた。 仲間はずれが継続していた。 集団による無視, 集団によるからかい等。 無視, からかい等が継続していた。 インターネットを介した誹謗, 中傷, 個人情報のアップロード等。 被害児童の精神的苦痛が大きい。 被害児童が登校を渋っている。 双方の子どもが, 互いに被害を訴えている。 すでに被害側と加害側双方の保護者同士でトラブルになっている。 保護者からの連絡で発見した事案。 など 	<p>①口頭で教頭, いじめ対策担当教諭へすぐ報告, 相談。</p> <p>(対応例) 早急にいじめ防止等対策委員会を開催。現時点での情報を整理し, 新たに必要な情報を確認。だれが何をするのか指導と対応の戦略を立て, 即時行動を開始する。</p> <p>②情報シートに事案の正確な記録を残し, 後刻, 関係教職員に回覧する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童が暴力等を受けた, 怪我はない。 被害児童の金品を勝手に使われた。 一度, 仲間はずれにされた。 1対1の無視, からかい等。 など 	<p>①口頭でいじめ対策担当教諭に一報を入れる。</p> <p>②情報シートに記録, 関係教職員に回覧する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童が軽く押された, ぶつかられた。 被害児童の金品を勝手に触った。 強く注意された。 命令口調で話してきた。 一緒に遊んでくれなかった。 など 	<p>①いじめ事案集計表に状況をデータ入力する。</p> <p>②いじめ対策担当教諭が随時確認, 把握する。</p>

3. 学校におけるいじめ防止対策の課題

(1) エビデンスに基づくいじめの未然防止対策の必要性

X小学校においては, いじめの早期発見, 組織対応だけでなく, 道徳教育や特別活動(児童会活動など)と関連して, いじめの未然防止にも取り組んでいる。例えば, Table 3にあるような児童会活動「いじめゼロ集会」や「お話朝会」, 「心の講話」などである。しかしながら, 未然防止の取組はいじめ事案への対応ほど, 日常的かつ組織的には行われておらず, その教育的な効果は連続性を保つことができていない。

今日, 学校現場におけるいじめ防止対策の多くは, いじめの早期発見や組織対応, 深刻化防止など「いじめが起こった事後の対応」を主にしており, 本来取り組まれるべきである「いじめが起こる事前の指導」を組織的, 包括的に行っている学校はほとんど見られないのが現状である。今後は, いじめの未然防止対策を日常的かつ組織的にいき, 学級, 学校, 地域でいじめを生まない環境をつくり, 自他ともに大切にする子どもや集団を育てていくことがいじめ防止対策の課題と言えよう。

学校現場において, いじめの未然防止対策を進めていくためには, 今後どのような取組が必要になるのだ

ろうか。Figure 4は, 和久田(2019)が主張する「いじめの正しい認識」の共有の必要性について, 関係法規や国内外のエビデンスに基づいたいじめ研究の成果を基に, いじめの定義や捉え方を図にまとめたものである。いじめ防止対策推進法第二条にいじめの定義が示されており, 我々国民は同法の定義を順守する必要がある。しかし, 法の定義で子どもをいじめから守ろうとしても, 被害者の子どもが心身の苦痛を隠したり, 否定したりすることも多く, いじめの認知や対応が困難な場合も見られる。実際に, 天津市中学2年生いじめ自死事案でも, いじめを苦に自死した生徒にはいじめ被害を否定するような発言が見られた(共同通信大阪社会部, 2013)。また, 久保・佐藤(2014)では, いじめ被害者は加害者と比べて, 相手(被害者から見た場合, 加害者)との関係性を「親しい友人」と捉えやすいことが示されている。また久保(2018)は, 小学生の規範意識といじめ被害隠蔽との相関関係について指摘している。これらの知見に照らし合わせて, 一歩踏み込んだいじめの捉え方, 認識を共有することが重要である。

いじめの定義や捉え方をこれまでのエビデンスに基づいたいじめ研究の成果と照らし合わせて見ていくと, 世界的ないじめ研究の第一人者であるノルウェー

の Olweus (1993) は、いじめを①相手に被害を与える行為があり、②反復性があり、③当事者らに、力の不均衡があるものとした。さらに、米国の Bonds と Stoker (2000) は、Olweus の 3 要素に加え、被害者と加害者がいじめから受ける影響には不公平さがあることを指摘した。これは、いじめの影響が被害者だけでなく、加害者にも及ぶということである。加害者はいじめを「成功体験」として経験することで、「そのくらいやってもいいんだ」「自分は悪くない。いじめられる方が悪い」などと、共感性や道徳心、倫理観を徐々に失ってしまうことを指している。そして、我が国のいじめ研究の第一人者である森田 (2010) は、いじめの被害者と加害者の間にある「力の不均衡」に一步踏み込み、「力の乱用」と捉えた。これは、もともと個人には力の差があって当然であり、それを乱用することが問題だとする指摘である。和久田 (2019) は、「力

の乱用」を「アンバランス・パワー」、いじめから受ける悪影響によって勘違いや思い違いをしてしまうことを「シンキング・エラー」として、2つの存在を共有することが重要だと指摘している。

つまり、「いじめはどこでも起こり得るものだ」と言われているのは、我々の世界にはアンバランス・パワーとシンキング・エラーがいつも存在する可能性があるからである。そういったアンバランス・パワーが存在し、シンキング・エラーが起こり得るのが人間社会であり、我々はそれを認識し、互いに注意し合うことが重要である。その注意し合う気持ちや相手を思う気持ちが、まさに、いじめの未然防止につながるものであり、まずはその捉え方をすべての教職員で共有する必要がある。そして、いじめ問題の真ただ中にいる子どもこそが、それらを共有できるように仕掛けていくことが重要だと考える。



Figure 4 いじめの正しい認識の共有と正確な認知のために

(2) 学校現場における実効のないいじめ防止対策プログラム開発とその導入法

いじめの正しい認識の共有から始まるいじめ未然防止対策を長期的に取り組む際、どのように進めるべきだろうか。Figure 5は、学校全体で取り組む組織的・包括的ないじめ防止プログラムパッケージの開発について図示したものである。図にあるとおり、いじめの未然防止に向けては、いじめの正しい認識の共有から始める8つのプログラムを開発すべきだと考えた。プログラム開発の視点としては、第一に、組織的な対策を重視した。教職員間のいじめの正しい認識の共有、「いじめ予防授業」による子どもたちの間でのいじめの正しい認識の共有などについて、いじめ対策担当教諭が中心となり、組織で取り組むことができるプログラム開発が必要であろう。

第二に、包括的な視点を重視した。プログラムでは、はじめに教職員、次に子どもたちといじめの正しい認識の共有を広げていくが、それだけでなく、保護者や地域(町内会、幼保、小中、児童館など)にも共有の輪を広げ、例えば「アンバランス・パワー」や「シンキング・エラー」といった言葉が地域の共通語として広がる姿などが望まれる。

第三に、未然防止対策の評価や効果測定を計画的に導入し、持続可能なプログラム開発の視点を重視した。いじめの未然防止対策は、早期発見、組織対応の対策と異なり、なかなかその効果を数値で示すことが難しい取組である。しかし、例えば、自らの言動を振り返り、友達等に対して「シンキング・エラー」をしていないかチェックする教材(シンキング・エラーチェックシート等)を開発することで、「いじめ予防授業」の事前と事後を比較し、子どもたち一人ひとりの意識や行動にどのような変化が見られたかなどの効果測定を試みたい。

そして、最後に重視したいのは、開発したプログラムを実際の学校現場で導入・活用するための戦略・方法論の視点である。例えば、組織的で包括的ないじめ防止プログラムを開発したとしても、それが実際に学校現場で活用されなければ、机上の空論となってしまう。

Figure 6は、いじめの未然防止対策を核としたX小学校の学校改善戦略マップである。今日、学校に求められている課題はいじめ防止だけではなく、学力向

上や地域連携、働き方改革や教職員の資質向上など、複雑な課題が山積している。その中で、学校の教職員は、目の前にいる子どもたちの実態を把握し、学校としての重点課題は何なのか分析して課題の優先順位を考える必要があるだろう。

前述のとおり、X小学校の重点課題の筆頭はいじめ防止対策(生徒指導)である。しかしながら、実際の学校現場では、日々、教育活動が行われており、いじめ防止対策だけに取り組んでいるわけではない。そのような中で、どのように教職員間で重点課題を共有し、改善を図っていけばよいのか、2つの戦略を考えた。

一つ目は、「一点突破、全面展開」の戦略である。X小学校の課題としては、いじめ防止対策の他に学力向上や地域連携などが挙げられるが、いじめの未然防止対策の一点を突破する形で、その後、学力向上や地域連携の全面に展開できるような方策を考えた。

また二つ目は、「まずは隗より始めよ」の戦略である。いじめ防止プログラムを開発し、パッケージとしてまとめたとしても、全校の教職員がすべて同じ意識で一斉に取り組む始めることは非常に困難である。そこで、例えば、6学年担任といじめ対策担当教諭が小



Figure 5 学校全体で取り組む組織的・包括的ないじめ防止プログラムパッケージの開発

集団のメンターチームをつくり、1年目は教職員も子どもも6学年のみでいじめの未然防止対策を実践することとする。そして、1年をかけて目に見える小さな

成果(効果測定による成果)を表し、2年目に全校の取組に広げるという戦略である。



Figure 6 いじめの未然防止対策を核とした学校改善の戦略マップ

3. 考察

いじめ問題への対策は教育現場の大きな課題である。悲しい事案が相次ぐ中で法整備も進み、学校において取り組むべき事項がどんどん増加してきている。そのような中で、真に有効ないじめ対策には、現場の教職員の負担を増やすことなく、むしろ減じて、かつ事後対応だけでなく予防を目指した実践も求められることとなる。非常に困難な課題であると言わざるを得ない。

しかしながら、子どもの命と人生を守ることは我々大人にとって最優先事項である。学校や学級が子どもたちにとって安全な場所であってこそ、そこでの学習や社会経験が効果的となるのである。

既に教育課程内外の種々多様な活動が行われている教育現場に新規の活動を導入することは困難である。そのため、従来から取り組まれてきた諸活動の意

義を再検証し、特にいじめ対策や生徒指導上の効果が期待されるものを取捨選択して、改めて学校いじめ対策活動に位置づけていくことが現実的であり、教職員の負担も少ない。また、これらの活動の効果に関するエビデンスを基に有効性を判断し、各校の実態に即して改変していくことが望まれる。本稿で示したX小学校の取組はあくまで一例であり、そのまま他校に導入しようとしても有効に機能することは難しい可能性もある。重要なのは、X小学校におけるこれらの取組がなぜ有効であるのか、その理由を把握した上で他校に適用することであり、活動の表層だけを同じように整えても上手く機能するわけではないと考える。

X小学校の取組の特徴をまとめるならば、いじめ事後対応においては「遊軍的キーパーソンを中心とした迅速な対応」「柔軟なチーム編成」「事案の即時の情報共有とアセスメント」が特徴として挙げられ、またいじめ予防においては「生徒指導の年間計画」「子ども・

教職員・保護者・地域への心理教育的介入」「学年チームを核とした中長期的・戦略的取組」が特徴として挙げられる。今後もこれらの取組を継続しつつ、定期的な効果検証と振り返りでエビデンスを蓄積しながら改善を図っていくことが必要であるし、他校への応用においては、取組の目的と意義の検証、及び当該校の既存の諸活動とのすりあわせを通じた自校化が求められよう。

仙台市いじめ問題専門委員会 2017 答申(平成28年2月3日に発生した仙台市立中学校の2年男子生徒自死事案に係る調査について仙台市教育委員会から諮問された事項に関するもの)。

仙台市いじめ問題専門委員会 2019 調査報告書(答申)(平成29年4月26日に発生した仙台市立中学校の2年男子生徒自死事案に係る調査について仙台市教育委員会から諮問された事項に関するもの)。

和久田学 2019 学校を変えるいじめの科学。日本評論社。

(令和元年9月27日受理)

<文献>

Bonds, M.& Stoker,S 2000 Bully proofing your school: a comprehensive approach for middle schools. Sopris West.

共同通信大阪社会部 2013 大津中2いじめ自殺-学校はなぜ目を背けたのか。PHP新書。

久保順也 2018 なぜ子どもは自分のいじめ被害を隠すのか-規範意識および友人認識との関連-。宮城教育大学紀要, 48,pp.229-241.

久保順也・佐藤宏平 2014 関係性いじめの被害者・加害者の認識の差異-友人親密度認識といじめ認識に着目して-。日本カウンセリング学会第47回大会発表抄録集, pp.159.

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 2012 いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査結果について(概要)。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/11/_icsFiles/afieldfile/2012/12/09/1328532_01_1.pdf (2019年9月27日閲覧)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 2018 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/1410392.htm (2019年9月27日閲覧)

森田洋司 2010 いじめとは何か-教室の問題、社会の問題。中公新書。

Olweus, D. 1993 Bullying at school: what we know and what can do. Willy-Blackwell. (松井資夫・角山剛・都築幸恵訳「いじめ こうすれば防げる-ノルウェーにおける成功例」, 川島書店, 1995.)

仙台市いじめ問題再調査委員会 2018 答申(平成26年9月21日に発生した仙台市立中学校の1年男子生徒自死事案に係る調査について仙台市教育委員会から諮問された事項に関するもの)。

仙台市いじめ問題専門委員会 2015 答申(平成26年9月21日に発生した仙台市立中学校の1年男子生徒自死事案に係る調査について仙台市教育委員会から諮問された事項に関するもの)。

仙台市いじめ問題専門委員会 2016 第二次答申(平成26年9月21日に発生した仙台市立中学校の1年男子生徒自死事案に係る調査について仙台市教育委員会から諮問された事項に関するもの)。

